

今日の職員のマスクでの対応の指針は、マスクの国での指針や指導は

1 今日の職員のマスクでの対応の指針

指針はありません。

本市においては、令和5年5月1日付け職員通知「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に係る取り組み等の見直しについて」で、次のとおり通知しています。

(抜粋)

(1)マスクの着用

令和5年3月8日付けで協力依頼をしていた「マスク着用」について、令和5年5月8日以降は職員の任意のものとする。

ただし、職員及び同居家族等が新型コロナに発症した場合、発症後10日間が経過するまでの間、マスク着用を推奨する。

2 マスクの国での指針や指導

職員のマスク着用に対する国の指針等はありません。

令和5年4月28日付け人事院通知職職-133「『新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた職場における対応について』等の廃止について」により、「新型コロナウイルス感染症の感染防止に向けた職場における対応について(令和2年6月10日付け職職-179、令和2年12月4日付け職職-314及び令和3年5月10日付け職職-109)」、「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について(令和2年4月6日付け職職-151及び令和2年5月13日付け職職-164)」、「新型コロナウイルス感染症の感染防止に係るマスクの着用の今後の対応について(令和5年3月7日付け職職-77)」が令和5年5月7日をもって廃止されたところです。